

市の考え方及び対応

御提案のありました、職員が情報を得る場所として、現在、文書法務課内に図書室を設置し、法令等に関する書籍を中心に配架しております。職員は、これらの書籍を自由に閲覧することができ、貸出しも行っております。また、中央省庁・地方自治体の動向、法令等の制定・改廃の解説等の業務に関係する政治・経済等の情報を提供するインターネットサービスについても各社と契約しており、職員が利用できるようにしております。

さらに、地方自治法第100条第19項の規定に基づき、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置しており、地方自治関係の書籍を中心に、市の主な行政資料等を保管しております。職員も利用できるほか、一般にも公開しており、平日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧利用が可能となっております。

庁舎内の自動販売機につきましては、市民の方や職員を含めた利便性及び自主財源の確保を目的に設置しており、災害時の飲料確保などという副次的な機能も備えております。

こうしたことから、御提案の目的である職員のための書籍については、職員が利用できるように集約されていると認識しております。また、庁舎には、利便性及び災害対策の観点から、一定の自動販売機の設置は必要であると考えております。

御提案いただいているとおり、書籍を通じた職員の自己啓発は重要であることから、今後におきましても、職員が自ら学ぶ環境づくりに努めてまいります。